

仕様書

1 名称

令和8年（2026年）生野区二十歳のつどい会場設営・撤去業務委託

2 業務概要

令和8年1月11日（日）に行われる生野区二十歳のつどいの式典において使用する舞台の設営・撤去業務を委託するもの。

3 借入物品

- ・仮設ステージ 成人男性20人程度が乗れるもの
(幅950~1,000cm×奥行500~550cm×高さ70~90cm)
- ・パンチカーペット30m
- ・スクリーン1枚(約4m×約4mで吊り下げられるもの)

4 履行場所

生野スポーツセンター 第1体育館（大阪市生野区巽西1-1-3）

5 履行期間

（1）設営 令和8年1月10日（土）

時間については午前9時から午後3時の間で、契約後に双方協議の上決定する。

（2）撤去 令和8年1月11日（日）

生野区二十歳のつどい終了後（おおよそ午後3時頃予定）

撤去作業の開始は発注者が指示する。指示後、直ちに撤去にとりかかり午後7時までに終了すること。

6 業務内容

舞台設置・撤去（設営図は別紙あり）

- ・腰布をすること（ステージ下の前面、左右側面、ステップ（階段）を覆うように表装すること）
- ・舞台へ上がるための階段を正面2か所、向かって右側面奥及び左側面奥に各1か所設置すること（段差が急すぎないように配慮すること）

7 その他

（1）本業務の履行に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷するとのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

- (2) 納入後、不良品、欠陥品と判明した場合は取替えを行うこと。
- (3) 駐車場 1台分 (2t トラックの駐車可能) あり。なお、設営後は速やかに出庫し、撤去時は速やかに作業が開始できるよう担当者と連絡を取れる体制を整えること。
- (4) 搬出入については、体育館西側の駐車スペースより行うこと。
なお、搬出入口は高さ 220 cm × 幅 180 cm。
- (5) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (6) 本業務の履行にあたり、発注者と十分連携を図ること。
- (7) 納入品の搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (8) 本業務がすべて完了したときは、遅滞なく発注者へ業務完了報告書及び業務前後等の写真を提出すること。

【この仕様書に関する問合せ先】

大阪市生野区役所 地域まちづくり課 川浪・中村

大阪市生野区勝山南 3-1-19

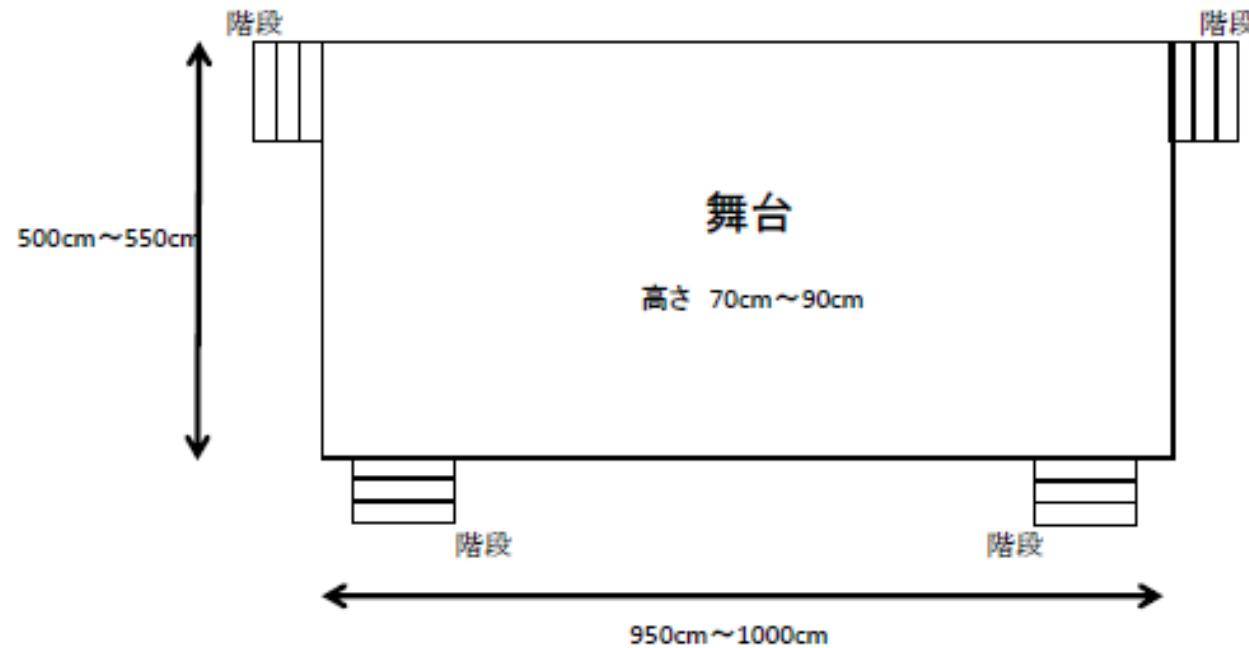
電話 : 06-6715-9734 FAX : 06-6717-1163

舞台設営

舞台レイアウト



搬出入口



特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（教育委員会事務局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（教育委員会事務局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに、発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

グリーン配達に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配達適合車（以下「グリーン配達適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない〕

なお、物品配達業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配達適合車の使用を求める。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配達業務に使用する自動車がグリーン配達適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
- (1) 大阪府グリーン配達実施要綱に基づく大阪府グリーン配達適合車
(2) 神戸市グリーン配達ガイドラインに基づく神戸市グリーン配達適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配達適合車に、グリーン配達適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配達適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配達に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること